［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十五　設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。

十六　［略］

十七　［略］

十八　発電用原子炉施設の施設管理に関すること（使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することを含む。）。

十九　［略］

二十　［略］

二十一　［略］

二十二　［略］

［4・5　略］

第九十三条　削除

十八の二　火山影響等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

十九　重大事故等発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

二十　大規模損壊発生時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。

［号を加える。］

二十一　［同上］

二十二　［同上］

二十三　発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査の実施に関することを含む。）。

二十四　［同上］

二十五　［同上］

二十六　［同上］

二十七　［同上］

［4・5　同上］

（保安規定の遵守状況の検査）

第九十三条　法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあっては、廃止措置の実施状況に応じ、毎年四回以内行うものとする。

2　前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一　次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

イ　発電用原子炉の起動又は停止に係る操作（運転開始又は運転停止のための原子炉の操作をいう。）

ロ　燃料の取替えに係る操作（炉心からの燃料の取出し及び装荷のための操作をいう。）

ハ　沸騰水型軽水炉における残留熱除去冷却海水系統（以下「海水系統」という。）の切替えに係る操作（一の海水系統の機能を停止するとともに他の海水系統の機能を起動するための操作をいう。）

ニ　加圧水型軽水炉における原子炉容器内の水位の低下に係る操作及び原子炉容器内の水位を低下させた状態で行う残留熱の除去に係る操作

二　第八十五条第三号又は第八十六条第三号の規定による訓練のうち、原子力規制委員会が発電用原子炉施設の保全のために法第四十三条の三の二十四第五項に規定する検査を行うことが必要であると認めるものを実施する場合

3　法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二　帳簿、書類、設備、機器その他必要な物件の検査